新潟県立糸魚川高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）はどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ等防止の対策のために、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめ等を見逃さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「糸魚川高等学校いじめ等防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

いじめ等の定義（「いじめ等防止対策推進法 第2条」より）

「いじめ等」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

重大事態の定義（「いじめ等防止対策推進法 第 28 条」より）

一 いじめ等により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめ等により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条の2

この条例において「いじめ等類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

Ⅰ 組織的な対応に向けて

○ いじめ対策委員会として「いじめ等防止委員会（定期開催）」と「いじめ等認知対応委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

○ 生徒の心身の状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の助言も得ながら、学校と医療機関、保護者との連携を進めます。また、必要に応じ警察と連携します。

○ いじめ等を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめ等の未然防止に向けて

○ 生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめ等に発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
○ 生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめ等のない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
○ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめ等を助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
○ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめ等の早期発見に向けて

○ いじめ等は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人が強く認識します。
○ 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
○ いじめ等の疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
○ 生徒からの情報は、本人に確認の上、速やかに保護者に連絡します。
○ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめ等を相談しやすい体制を整えます。
○ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
○ 生徒、保護者、地域からのいじめ等に関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめ等の早期解決に向けて

○ いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
○ いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
○ いじめ等の疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
○ いじめている生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
○ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめ等の解決に向け取り組めるようにします。
○ いじめ等を見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめ等は絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
○ いじめ等を認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
○ いじめ等の行為がやんでいる状態が３か月継続し、いじめられている生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認します。また、その後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

平成２６年　４月　１日制定
平成２９年　４月　１日改訂
平成３１年　１月２９日改訂
令和　４年　１月２４日改訂
令和　５年　４月　１日改訂